

# 令和3年由仁町議会第1回臨時会 第1号

令和3年1月19日（火）

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 議案第 1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 由仁町民センターの指定管理者の指定について
- 7 議案第 4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について
- 8 議案第 5号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 9 議案第 6号 伏見台球場の指定管理者の指定について

## ○出席議員（10名）

議長 10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
1番	大 畠 敏 弘 君	2番	加 藤 重 夫 君	
3番	早 坂 寿 博 君	4番	羽 賀 直 文 君	
5番	浮 田 孝 雄 君	6番	平 中 利 昌 君	
7番	大 竹 登 君	8番	佐 藤 英 司 君	

## ○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
教	育	課	長	泉	陵	平

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 平中君、7番 大竹君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年度12月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設でありますゆにガーデンの指定管理の期間が令和3年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経ようとするものであります。

なお、このたびの指定管理者の指定につきましては、去る令和2年12月23日に開催されました指定管理者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をいただいているところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理としていたるところであります。本年令和3年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

利用料に関する事項は、設置条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在の指定管理者である東武緑地株式会社は平成20年4月1日から13年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） 二、三点お伺いしたいのですが、まず1点目は、去年もお伺いしているのですけれども、なぜ1年かということですか。ほかの公募地区は3年から5年だと思っておりますけれども、ゆにガーデン関係は全部1年でございますよね。今まで大し

た東武緑地のことを推奨していましたが、東武緑地さんでなぜ3年にできないのか、5年にできないのか、その点をお伺いしたいと思います。

それからまず、2点目、12月23日、選定者委員会を開かれたということでございますけれども、そのときに、今までの案件6件ありますけれども、その6件に対して何か意見はなかったのか、あったかをお聞きしたいと思います。

それから、3点目、今こういうふうにしてゆにガーデンさんほか皆さん利用されていますけれども、利用者の声を聞いたアンケートは今まで取っているのか、これからも取らないのか、その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時38分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） ただいま佐藤議員から3点ほどご質問をいただきましたが、私からはそのうちの1年間とする理由、それからアンケート調査の2点についてお答えをさせていただきます。

指定管理期間につきましては、令和元年度までは3年間としておりましたが、本年度から1年間に変更をしたところでございます。この1年間とする理由についてでございますが、まず東武緑地株式会社東京本社の考え方ですが、従前と同様の3年間とすれば前例踏襲、いわゆるマンネリ化といった運営に陥りがちとなり、ともすれば手を抜くことを覚えたり、面倒な仕事を避けたりといったようなあしき習慣から抜け出せないとも限らないことから、運営の期間を1年間にするることによって現場に緊張感、あるいは危機感を与え、常に改善、改革に取り組み、企業にとっても行政にとっても、そして何より施設のサービスの提供を受けるお客様にとってより良好で質の高い健全な施設運営が継続して成り立つよう長期的な展望に立つて行うべきとの考え方があります。このような考え方について、当町としても同意をすることでございます。実際にゆにガーデンの経営状況について毎年赤字経営ではあるものの、赤字幅でございますが、平成29年度が1,300万円、平成30年度が940万円、令和元年度が630万円といった具合に着実な改善が図られているところでございます。ただし、本年度についてはコロナ禍という厳しい経営状況にあって、ちょっとまた経営は極端に悪化しておるということでございます。また、東武グループ、この中期経営計画におきまして、北海道事業としてゆにガーデン、ユニの湯、ユニ東武ゴルフクラブ、そして札幌東武ホテルの4つの観光施設、いわゆるゆにリゾ

ートでございますが、これが東武グループの計画に位置づけられております。東武鉄道沿線外グループ施設への誘客を図り、様々な地域観光資源の魅力を広め、地方の活性化へつなげるといった目標が掲げられているところでございます。このようなことから、1年間という指定管理期間につきましては、あくまで企業としての経営改善に向けた東武グループの経営戦略ということであるというふうに町としても認識をしているところでございます。まず、これが1点目の説明でございます。

次に、アンケートでございます。ゆにガーデンに限らず東武が運営しております観光施設につきましては、その都度イベントをやる、あるいは日常の場面でお客様の声を聞くといったことは日常的に行っております。行政として町民の皆様にガーデンのアンケートを取るといった実績はございませんが、それは指定管理をしている現場においては常にお食事のレストランでもしかり、それから一般のガーデンの庭先でもしかりといったアンケートは恒常的に行い、それに基づいた、お客様の声を反映した運営に努めているといったところでございます。

私からは、2点説明をさせていただきました。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） 指定管理選定委員会、これ私が委員長でありますので、私のほうからお答えをしたいというふうに思います。

まず、佐藤議員からのご質問の中に意見がどのようなものがあったかということでありましてけれども、このたび意見というのはありませんでした。ただ、その中に審議をする上で質問がありましたので、質問は述べたほうがよろしいでしょうか。いいですか。質問が何点かありましたけれども、意見はございませんでした。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 今課長が説明された東武側の一応希望ですか、それ。その出先は、どちらが仕掛けたのですか。まず、それを確認したい。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） お答えいたします。

1年間に3年間から変更したのは本年度からでございますので、そのとき、スタートの時点におきましては町のほうは3年間ということの内容で協議をスタートしてございます。先ほど申しました理由から1年間の指定管理期間として実施させてほしいという先ほど説明した内容に基づきまして町がそれに同意をしたという流れになっております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 町側としてはを3年を求めて、一応東武のほうからは1年にしてほしいと、こういう解釈ですね。これは、あくまでも企業側からいったらメリットとデメリットがそれぞれあります。これは、事業やっている方は皆さん恐らく聞いていてえっと

いう、首ひねったと思う。それで、お伺いしている。東武側の事業者としての経済の流れ、これは事業はマイナスになればなるほど撤退時期、これは確実に出てきます。先ほど説明された毎年の赤字額が少しずつ減ってきていると、こんなものは理由ではありません。事業を計画するのに単年度で、しかもあれだけの規模のものを、いいですか、一年一年契約更改していくと。こんな事業所なんてないと思います。いつでも撤退できる体制、では来年東武と仮に契約ができなくなったと。どうするのですか、これ。産業振興課としてもその将来のシミュレーションというのはないのですか、これ。あくまでも単年度、単年度で切っていくって、事業者としてはもうやりませんと、赤字を出してくれるのですかと、補填してくれるのですかと。ここは、3月の予算も含めて大変重要になってくる。答弁お願いします。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 浮田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問の趣旨は、単年度、単年度、そして赤字が続いている企業体との契約方法ということについて行政として長期的な展望が見通せないのではないかというご質問というふうに捉えておりますが、ご承知のとおりゆにガーデンにつきましては平成9年、株式会社ゆにガーデンとして第三セクター方式で設立をしております。平成13年に開園し、平成17年から指定管理制度に移行しているという歴史、背景がございます。開設当時からこのガーデンの経営収支というものは赤字続きでございます。17年度から15年間指定管理になってから常に赤字の施設であります。もし仮に民間企業が利益追求だけのために考えているとしたら、とっくの昔に撤退をしているというのが一般的な企業の考え方であろうかと思えます。なぜ何億も累積赤字を増やしてまでもここに継続して事業展開しているかということについて、様々な考え方がありますが、私としてはやはり東武グループの北海道事業における事業展開というのは民間企業の利益追求という部分だけでなく、進出した企業の社会的責任、社会貢献的な要素が多分に私は含まれているものというふうに考えております。したがって、東武としても黒字化に向けた将来の経営戦略はもちろんいろいろ考えているところでございますし、まだまだ北海道観光というものに関して東武グループについては魅力を感じているというお話を伺っております。したがって、長期的展望に立って当然東武グループは今後も由仁町において事業展開をしていただけるというふうに私は確信をしておりますし、少しでもそれが具現化されるよう行政としてもできる限りの支援を続けていきたいというふうに担当としては考えているところでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田君、3件目の質問ですけれども。

○5番（浮田孝雄君） これ事業やっている人の、同じ事業者の見方、それから事業を経験していない方が事業を見る見方、これは雲泥の差があります。事業の経験やっていない方々が当該事業所の中身を知るとか、事業方針を知るとか、こんなことは不可能でしょう。あくまで全て東武側の説明どおりあなたが今しゃべっているだけの話で、実際これでこの事業の責任者、これは町長ですね。それに対する担当課長がそういう説明では、これは私は理解できない。もうちょっとそこは煮詰めていかないと。3月には予算委員会もある。この1年間の契約で東武たるものが、いいですか、3年契約を1年にしてくれと。なぜここを言うのかというその深い読みをきっちり行政側でしていかないと、これは東武に限らずほかの管理者にしてもそう。私はこれ再考を求めます。

以上、もういいです。

○議長（熊林和男君） これ答弁は。よろしいですか。

（何事か言う声あり）

○議長（熊林和男君） この件については、そしたら終了いたします。

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） それでは、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

議案第1号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、議案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年令和3年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎です。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

賃貸料及び使用料に関する事項は、設置条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入として收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成29年4月1日から4年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これから採決を行います。

議案第2号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第6、議案第3号 由仁町民センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町民センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第3号 由仁町民センターの指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

由仁町民センターにつきましては、由仁町民センター設置条例第3条の規定により平成20年度から指定管理による管理とされているところでありますが、本年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。また、管理運営についてであります。現在月曜日を休館日とし、火曜日から土曜日までの終日、日曜日は午後5時まで管理人を配置し、開館しているところでありますが、効率的な管理運営を行うため平日の夜間及び土

曜日、日曜日については利用申込みのある時間帯のみ開館するよう変更しようとするところであります。

それでは、指定の内容について説明をいたします。指定管理を行わせる施設は、由仁町民センターであります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町本町326番地、由仁町高齢者事業団会長、楠武であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

管理業務の範囲であります。由仁町民センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

使用料に関する事項についてであります。条例第5条に規定する条例で定める額を上限として指定管理者が定める使用料を指定管理者の収入として収受させることなどあります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります由仁町高齢者事業団は平成20年度から3期13年にわたる指定管理の実績を有していること、また高齢者福祉の向上に寄与するといった高齢者事業団の性格を考慮し、非公募で指定管理者の候補としたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町民センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

由仁町三川会館につきましては、由仁町三川会館設置条例第3条の規定により平成21年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって2年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。指定管理を行わせる施設は、由仁町三川会館であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、札幌市中央区南1条東2丁目1番地、日盛ビル管理株式会社代表取締役、横田智彦であります。

指定管理期間についてであります。令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

管理業務の範囲は、由仁町三川会館設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

5、使用料に関する事項についてであります。条例第5条に規定する条例で定める額を上限として指定管理者が定める使用料を指定管理者の収入として収受させることなどあります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1か月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります日盛ビル管理株式会社の1社であったこと、また日盛ビル管理株式会社は平成21年度から5期12年間にわたる指定管理の実績を有しており、今後におきましても的確な指定管理業務が期待できることから、同社を指定管理者候補としたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町三川会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第8、議案第5号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第5号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

川端老人福祉センターにつきましては、川端老人福祉センター設置条例第3条の規定により平成18年度から指定管理による管理とされているところでありますが、本年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容について議案書により説明をいたします。指定管理を行わせる施設は、川端老人福祉センターであります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町本町326番地、由仁町高齢者事業団会長、楠武であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

管理業務の範囲は、川端老人福祉センター設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可、使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理に関する業務であります。

使用料に関する事項についてであります。条例第7条に規定する条例で定める額を上限として指定管理者が定める使用料を指定管理者の収入として収受させることなどあります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります由仁町高齢者事業団は平成18年度から5期15年にわたる指定管理の実績を有していること、また高齢者福祉の向上に寄与するといった高齢者事業団の性格を考慮し、非公募で指定管理者候補としたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 川端老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第6号 伏見台球場の指定管理者の指定について

を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第1号と同様の理由により議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（泉 陵平君） 議案第6号 伏見台球場の指定管理者の指定について内容の説明をいたします。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定により平成26年4月1日から指定管理による管理としているところでありますが、本年令和3年3月31日をもって1年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

指定の内容であります。指定管理を行わせる施設は、伏見台球場であります。

指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての収受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成26年4月1日から7年間にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に所有する施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募としているところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(熊林和男君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時17分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

6 番議員                平 中 利 昌

7 番議員                大 竹        登